

観光地域の開発許可基準に関する要綱

(昭和57年1月19日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市の観光資源である美濃三不動の有効な利用の増進を図り、当該観光資源の開発に資することを目的とするものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、観光道路(市道鶉252号)中心線より30メートルの区域で、昭和57年2月15日現在平坦地である別図に示す地域に適用するものとする。

(建築物の用途)

第3条 前条の地域内に建築することができる建築物は、当該観光資源を利用する大衆のために必要な健全な施設で、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 風俗営業等取締法第1条に規定する風俗営業の適用を受けない飲食店で次に掲げるもの

食堂、レストラン、そば・うどん店、すし屋、喫茶店

(2) 土産品販売店

(3) 店舗併用住宅で延べ面積の1/2以上を前各号の一に掲げる用途に供するもの
(市長の同意)

第4条 前条の規定にかかわらず、当該地域に係る開発行為については、各務原市長の同意を得なければならないものとする。

(建築制限)

第5条 建築物の建ぺい率、容積率及び高さの制限は、次の基準によるものとする。

建ぺい率 50/100以下

容積率 80/100以下

高さ 10メートル以下

(駐車場の確保)

第6条 予定建築物の用途及び利用状況を勘案して適当な駐車場を確保するものとする。

(環境保全)

第7条 建築物の位置、規模、形態及び色彩は、周辺の自然環境に調和したものとする。

(その他)

第8条 この要綱の外、当該地域に係る開発行為については、各務原市開発事業指導要綱の適用を受けるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年2月15日から施行する。

別図

